

府子本第 948 号
3 文科初第 1118 号
子発 1001 第 3 号
令和 3 年 10 月 1 日

各
都道府県知事
都道府県教育委員会教育長
指定都市・中核市市長
指定都市・中核市教育委員会教育長
殿

内閣府子ども・子育て本部統括官

文部科学省初等中等教育局長

厚生労働省子ども家庭局長

子ども・子育て支援法施行令の改正について（通知）

下記のとおり、子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「施行令」という。）の一部改正を行いました。内容について十分に御了知の上、事務処理上遺漏のないよう願います。

各都道府県知事におかれましては、域内の市区町村長（指定都市長・中核市長を除く。）に対して、各都道府県教育委員会教育長におかれましては、域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会・中核市教育委員会を除く。）に対して、本改正の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

なお、本改正は、「複数の特定被監護者等がいる教育・保育給付認定保護者に関する利用者負担額の特例に係る対応について（通知）」（令和 3 年 8 月 6 日内閣府子ども・子育て本部統括官）の「第二 今後の対応方針 1 施行令の改正」に記載した内容を踏まえた対応です。

記

1. 改正の趣旨

子ども・子育て支援新制度においては、市町村の認定を受けた子どもが認可保育所等を利用した場合の利用者負担額（いわゆる保育料）について、多子世帯の場合には、第2子半額、第3子以降無償とする特例（施行令第13条及び第14条）を設けている。

今般、年収約360万円未満相当世帯において、多子世帯の特例措置の適用対象範囲を拡大することとし、低所得の多子世帯の特例措置（施行令第14条）の適用に当たり、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの同時入所要件（認可保育所等の施行令第13条第2項に定める施設等の利用を必要とするもの）を撤廃するため、施行令の一部改正を行った。

2. 改正の内容

低所得世帯の多子世帯の特例措置の適用については、昨年度の「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）における多子世帯への金銭的な負担軽減策の推進の一環として、施行令上、保育所等の利用者負担額に係る年収約360万円未満相当の多子世帯の特例措置について、算定対象となる子どもの範囲を拡げ、特定被監護者等に該当する子ども全員とすることとした。

また、本改正により、年収約360万円未満相当の多子世帯の特例措置の算定対象について、未就園又は認可外保育施設等に在籍している子どもが含まれることとなる。

3. 施行期日

令和3年10月1日

※ 令和3年10月分の保育料から、本改正内容に即して算定してください。

また、市町村が定めている保育料の算定に係る規則等が従来の施行令の規定に沿っている場合には、本改正に伴い当該規則等を改正いただく必要がある点に御留意ください。

以上

【別添資料】

別添 子ども・子育て支援法施行令の一部改正（本文・新旧対照表）

政令第二百七十号

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第三項第二号、第二十八条第二項第一号、第二十九条第三項第二号並びに第三十条第二項第一号、第三号及び第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「及び次条」を削る。

第十四条第一号中「次のイ又はロに掲げる」を「特定被監護者等のうち二番目の年長者である」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二号を次のように改める。

二 特定被監護者等（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である満三歳未満保育認

定子ども 零

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和三年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の子ども・子育て支援法施行令第十四条の規定は、子ども・子育て支援法第二十七條第一項に規定する特定教育・保育、同法第二十九條第一項に規定する特定地域型保育、同法第三十條第一項第三号に規定する特定利用地域型保育及び同項第四号に規定する特例保育（以下この項において「特定教育・保育等」という。）が行われた月が令和三年十月以後の場合における同法の規定による施設型給付費の支給、特例施設型給付費の支給、地域型保育給付費の支給及び特例地域型保育給付費の支給（以下この項において「施設型給付費等の支給」という。）並びに同月以後の同法第六十六條の三第一項に規定する施設型給付費等負担対象額（以下この項において「施設型給付費等負担対象額」という。）について適用し、特定教育・保育等が行われた月が同年九月以前の場合における施設型給付費等の支給及び同月以前の施設型給付費等負担対象額については、なお従前の例による。

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令 新旧対照表

○ 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（複数の負担額算定基準子どもがいる教育・保育給付認定保護者に係る特例）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 前項に規定する「負担額算定基準子ども」とは、次に掲げる小学校就学前子どもをいう。</p> <p>一 五（略）</p> <p>（複数の特定被監護者等がいる教育・保育給付認定保護者に係る特例）</p> <p>第十四条 特定被監護者等（教育・保育給付認定保護者に監護される者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者であつて、教育・保育給付認定保護者と生計を一にするものをいう。以下この条において同じ。）が二人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満三歳未満保育認定子どもに関する法第二十七条第三項第二号、第二十八条第二項第一号、第二十九号及び第三十条第二項第一号、第三号及び第四号に規定する政令で定める額は、当該教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が五万七千七百円未満（特定教育・保育給付認定保護者にあつては、七万七千一百円未満）であるときは</p>	<p>（複数の負担額算定基準子どもがいる教育・保育給付認定保護者に係る特例）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 前項及び次条に規定する「負担額算定基準子ども」とは、次に掲げる小学校就学前子どもをいう。</p> <p>一 五（略）</p> <p>（複数の特定被監護者等がいる教育・保育給付認定保護者に係る特例）</p> <p>第十四条 特定被監護者等（教育・保育給付認定保護者に監護される者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者であつて、教育・保育給付認定保護者と生計を一にするものをいう。以下この条において同じ。）が二人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満三歳未満保育認定子どもに関する法第二十七条第三項第二号、第二十八条第二項第一号、第二十九号及び第三十条第二項第一号、第三号及び第四号に規定する政令で定める額は、当該教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が五万七千七百円未満（特定教育・保育給付認定保護者にあつては、七万七千一百円未満）であるときは</p>

、第四条第二項及び前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 特定被監護者等のうち二番目の年長者である満三歳未満保育認定子ども 当該満三歳未満保育認定子どもに関して第四条第二項の規定により算定される額に百分の五十を乗じて得た額（特定教育・保育給付認定保護者に係る満三歳未満保育認定子どもにあつては、零）

（削る）

（削る）

二 特定被監護者等（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である満三歳未満保育認定子ども 零

、第四条第二項及び前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 次のイ又はロに掲げる満三歳未満保育認定子ども 当該満三歳未満保育認定子どもに関して第四条第二項の規定により算定される額に百分の五十を乗じて得た額（特定教育・保育給付認定保護者に係る満三歳未満保育認定子どもにあつては、零）

イ 特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が一人のみである場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満三歳未満保育認定子ども

ロ 全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもにおける負担額算定基準子どものうち二番目の年長者である満三歳未満保育認定子ども

二 次のイからハまでに掲げる満三歳未満保育認定子ども 零

イ 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が二人以上いる場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満三歳未満保育認定子ども

ロ 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準子どものうち二番目の年長者である満三歳未満保育認定子ども

ハ 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である満三歳未満保育認定子ども